

三重県新型コロナ克服 生産性向上・業態転換支援補助金 Q & A

【補助金の目的、申込要件に関すること】

Q 1 この補助金は、どのような制度ですか？

A 1 この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、多くの業種で早期の需要回復や利益確保の見通しが立たない中、これまでの事業を維持していただくだけでは、事業の継続が困難となりつつある企業が増加している現状を踏まえ、このような状況下においても、コロナ禍の現状のみならず「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って、生産性向上や業態転換を行うことにより意欲的に経営の向上に取り組む中小企業等に対して、その取組に要する費用の一部を補助するものです。

そのため、コロナ禍の影響で経営が悪化した企業を緊急支援する救済的な制度ではなく、ステップアップを目指して新しいことに挑戦する企業を補助金の対象としています。

Q 2 この補助金の対象となる中小企業等とは、何を指していますか？

A 2 具体的には以下に該当する場合を指します。

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	以下のいずれかを満たす会社又は個人	
	資本金	常時使用する従業員
製造業・建設業・運輸業その他の業種（～を除く）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

(2) 三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる以下に該当する者

中小企業等経営強化法第2条第1項第6号～8号に規定する組合等	企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
中小企業等経営強化法第2条第6項に規定する一般社団法人	政令で定めるもの
右に掲げる要件を満たした特定非営利活動法人	法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条第1項に規定する34事業）を行っていること 認定特定非営利活動法人でないこと 常時使用する従業員が300人以下であること

Q 3 この補助金を利用できないのは、どのような法人ですか？

A 3 中小企業基本法上の中小企業者に該当しない、社会福祉法人、医療法人、学校法人、農事組合法人（農業法人は利用可）、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）、有限責任事業組合（LLP）は、この補助金の対象となりません。

Q 4 士業法人は対象となりますか？

A 4 監査法人、税理士法人等の士業法人は、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっていると認められることから、中小企業基本法に規定する「会社」の範囲に含むものとして解されて、対象となります。

Q 5 補助金を利用できる業種に制限はありますか？

A 5 業種による制限は設けていません。

Q 6 三重県内に本社がなくても申請できますか？

A 6 三重県内に主たる事務所又は主たる事業所がない場合は申請できません。法人の場合は登記上の本店、個人事業主の場合は（事業の活動拠点としての）主たる事業所が三重県にあるか否かで判断します。

Q 7 創業から間もない企業や、事業を引き継いだばかりの個人事業主でも申請できますか？

A 7 申請できます。但し、当補助金は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けていることを要件としているため、事業計画に新型コロナウイルス感染症の影響や課題を記載していただく必要があります。
なお、創業から間もないために確定申告書や決算書を提出できない場合は、開業届（法人は不要）及び、事業実態が分かる書類（合計残高試算表や直近の売上台帳など）を提出してください。

Q 8 申請すれば必ず補助金が交付されますか？

A 8 審査がありますので必ず交付される訳ではありません。

【他の制度との併用に関すること】

Q 9 他の補助金を利用している場合、この補助金の利用に制限はありますか？

**A 9 同じ事業計画に対して、複数の補助金を充てることはできません。
事業計画が異なる場合は、複数の補助金を利用することはできますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を幅広く支援するため、審査に際しては、これまで三重県の実施する新型コロナウイルス関連の補助事業を利用したことがない事業者に対して加点することとしています。**

Q 10 「経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」の採択を受けたことがありますが、この補助金に申請することはできますか？

A 10 申請することはできますが、採点に際してはA 9のとおり、他の補助金に未採択の事業者に加点する措置を取りますのでご了承ください。

Q 11 「三重県新型コロナ危機対応事業継続・緊急支援補助金」に申請し、現在審査中ですが、この補助金に申請することはできますか？

A 11 申請することはできますが、採点に際してはA 9のとおり、他の補助金に未採択の事業者に加点する措置を取りますのでご了承ください。

Q 12 「三重県飲食店・取引事業者等事業継続支援金」に申し込む予定ですが、給付を受けた場合、この補助金で採択の対象となることはできますか？

A 12 採択の対象となることが可能です。

【対象となる取組に関すること】

Q13 この補助金の対象となるのは、どのような取組ですか？

A13 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業が実施する、生産性向上や業態転換の取組が対象です。採択された場合は、後日、三重県版経営向上計画の認定を受けていただきます（Q31～Q34 参照）。

また、現在の危機や需要減に対応するだけでなく、「アフター・コロナ」を見据えたビジョンを持って意欲的に経営の向上に取り組む事業計画であることが必要です。

Q14 「生産性向上」や「業態転換」とは、具体的にどのような取組のことをいうのですか？

A14 以下の取組が該当します。

生産性向上のためのデジタルトランスフォーメーション（DX）の導入
省力化・作業効率化・生産能力の増強等により生産性向上を推進する取組
需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築

新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ

新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化

新たな顧客層の掘り起こしにつなげるための取組

サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の再構築

その他、知事が認める生産性向上、業態転換等の意欲的な経営向上の取組

それぞれの具体的な内容は「別紙」に例示のとおりで、中小企業等の実施する意欲的な経営向上の取組を、幅広く対象として想定しています。

Q15 「アフター・コロナ」を見据えたビジョンとは、具体的にどのようなことをいうのですか？

A15 コロナ禍の現状に対応するために講じた緊急避難的な措置の場合、コロナ禍が収束した後には不要となる設備や、見直しが必要となる事業計画などが出てくることが考えられる一方、それとは逆に、コロナ禍収束後も定着する事業形態や、更なる成長が見込まれるビジネスが生まれることなども考えられます。そのため、この補助事業では、コロナ禍の現状だけでなく、コロナ収束後の市場動向や経営環境を念頭に置きつつ、中長期的な事業計画を作成していただくことを想定しています。

申請に際して、事業計画には、「実施する取組がコロナ収束後はどのように経営向上に資することを想定しているか」、「コロナ収束後はどのような方向で事業を運営していくか」などの視点を盛り込んでいただきますようお願いいたします。

Q16 業績の悪化が新型コロナウイルス感染症の影響でない場合でも対象となりますか？

A16 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない場合は対象となりませんので、申請をされる場合は、どのように新型コロナウイルス感染症の影響を受けたかを明記してください。

Q17 感染防止対策を目的とした計画は、対象となる取組に当たりますか？

A17 この補助金は、生産性向上・業態転換の取組を実施する事業計画を採択するものですので、感染防止対策のみを目的としたものではなく、意欲的に経営の向上に取り組む事業計画を作成してください。

Q18 国の事業継続力強化計画の認定を受けて実施するBCPのための取組は、対象となる取組に当たりますか？

A18 認定を受けた事業継続力強化計画の一環として実施する取組は、補助金の交付対象として想定しているものに当たります。但し、その取組がどのように自社の経営向上に資するものであるかを事業計画に明記するようにしてください。

なお、事業継続力強化計画の認定を受けていることで加点等の措置が行われるわけではありません。

【補助対象経費に関すること】

Q19 この補助金の対象となる経費はどのようなものですか？

A19 生産性向上・業態転換を実施するために必要な以下に掲げる経費です。

- 施設・設備等の整備に係る経費（施設の改修、内装、設計、電気設備工事、通信環境整備、リモートワーク環境整備、セキュリティ対策、システム購入費等）
土地、建物・施設等の取得費、敷金・礼金・保証金等、仲介手数料等は対象外。
- 設備・備品等購入費（オフィス・店舗等の什器類、パソコン・周辺機器等のICT機器、リモートワーク対応機器、製造機器等）
車両購入費、業務に直接関係ない福利厚生のための設備、装飾品等は対象外。
- 試作のための外注・マーケティング調査等、需要把握に必要な経費
原材料費は対象外。
- 広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- 新事業等に対応するための従業員向けの研修費・教育訓練費
直接人件費、旅費交通費、専門家派遣に関する経費は対象外。

これらに関するもので、広報費、展示会等出展費、開発費、借料、機械装置等費、外注費、その他知事が特に必要と認めた経費が補助対象経費です。

Q20 以前に購入した物品の購入経費は対象となりますか？

A20 事業実施の遡りについては、認められません。交付決定日以降に発注し、補助対象期間中に支払が完了した経費が対象となります。

Q21 発注する際には、必ず2者以上から見積書を取らないといけませんか？

A21 発注先（委託先）の選定にあたっては、原則として2者以上から見積もりを取る必要があります。特に1件あたり100万円以上となる場合については、2者以上からの見積書取得が必須となります。
なお、発注内容の性質上、複数者からの見積書を取ることが困難な場合は、1者のみからの見積書取得で契約することができますが、その場合、当該発注先を契約の相手方とした理由を説明した理由書の提出が必要となります。

Q22 新事業のために工場設備の改修をする費用は補助対象となりますか？

A22 生産性向上・業態転換のために必要な改修費は補助対象です。但し、建物・施設、土地等の取得費は対象外です。

Q23 新事業のために新しく事務所を作る費用は補助対象となりますか？

A23 事業実施のために必要な改修費、内装費、電気設備や通信設備等の整備費、什器、ICT機器、リモートワーク対象機器等の購入費は補助対象です。

但し、オフィス賃料、敷金・礼金・保証金等、仲介手数料等、事業に直接関係のない福利厚生のための設備や装飾品の購入費は対象外です。また、事業に関するものであっても、「機械装置等費」で購入する一式10万円未満（税抜）の物品は対象外です。

Q24 感染防止対策のための費用は補助対象となりますか？

A24 生産性向上・業態転換を目的とする事業計画の一環として実施する、必要な感染防止対策であれば補助対象となります。

Q25 汎用機器（パソコン等）の購入費は補助対象となりますか？

A25 補助事業計画に基づく用途に使用するものであり、他の用途での使用（目的外使用）がないと整理できる場合には、パソコンやタブレットPCなどの汎用機器であっても、補助対象となります。

但し、補助金交付後に目的外使用が判明した場合は、補助金交付取消・返還の対象となります。

Q26 自動車やバイクの購入費は補助対象となりますか？

A26 車両購入費は補助対象経費となりません。但し、調理設備を備えたキッチンカー等、補助事業以外の用途に転用できないと整理できるものであれば対象となる場合がありますので、補助対象となるか否かをあらかじめ担当課にご確認ください。

Q26-2 機械装置等費は「一式10万円以上のものに限る」とあるが、複数のをまとめて「一式」とすれば対象になりますか？例えば机と椅子をまとめて「一式」にするのはいかがですか？ (3/10 追加)

A26-2 通常「一式」で扱うものかどうかで判断します。例えば次のような場合は一式として扱うことができます。

・パーティション、稼働式書庫、OAフロア等

複数の部品で売られていても、それらを組み合わせてでなければ機能をなさないの、「パーティション一式」「稼働式書庫一式」等としてまとめていただくことができます。収納庫などでも、ベースと本体を組み合わせないと使用できないものは同様です。また、空調設備や電気設備なども同様の考え方で一式で計上することが可能です。

但し、個別に使うことが可能な複数の書庫などをまとめて「一式」とすることはできません。

・応接セット

元々セット販売されており、テーブルと椅子がまとまって初めて応接セットとして用いることが想定されているものは、「一式」として考えることができます。但し、元々セット販売されていない机と椅子を組み合わせて「応接セット」としてまとめることはできません。

・エアコン

通常、本体だけでは用をなさないため、本体+付属部品+設置費を取得価格として、一式で計上することができます。

・製造機器等

部品やユニット単位では用をなさないため、一式計上できます。

逆に、一式としてまとめることができないものの例は次のとおりです。

・事務用机と椅子、事務用机と脇机など

それぞれ別々に使用することが可能ですので、一式でまとめることはできません。

・食器セット

食器はそれぞれ個別で使用できるので、例えば12個1組で販売されている1個1万円のガラス製食器を「食器セット一式」とすることはできません。

一式で計上する場合、実績報告時に提出していただく見積書、請求書等でも、「一式」で記載していただくようにしてください。

Q27 機械装置やパソコンのリース料は補助対象となりますか？

A27 補助事業の実施に直接必要な機器・設備等のリース、レンタル料については、補助対象期間分に限り対象となります。

Q27-2 ソフトウェアの購入費は補助対象となりますか？また、費目は何費ですか？ (3/17 追加)

A27-2 ライセンス期間に定めがあるか否かによって異なります。

・ライセンス期間に定めがあるソフトウェア

ライセンス期間に1年、3年等の定めがあるソフトウェア（いわゆるサブスクリプション）の場合、補助対象期間内に支出したものについて、補助対象期間分に限り対象となります。費目は借料です。

・ライセンス期間に定めがないソフトウェア

ライセンス期間に定めのない永久ライセンスのソフトウェアの場合、購入価格全体が補助対象となり、費目は機械装置等費となります。

Q28 中古品の購入代金は補助対象となりますか？

A28 以下の要件を全て満たす場合は補助対象となります。

購入単価が50万円未満（税抜）であること

購入価格の妥当性を示すため、2者以上の中古品販売事業者（個人やオークション（インターネットオークションを含む）からの購入は不可）から見積書を取得すること（1者からしか見積書を取得できない場合は理由の如何を問わず対象外）

修理費用等は購入価格に含めないこと

【事業の運用に関すること】

Q29 交付決定や補助金の支払いはいつ頃になりますか？

A29 交付決定は4月下旬～5月上旬頃になる予定です。

補助金の支払いは、補助事業終了後に実績報告書を提出していただき、補助金額の確定、精算払請求書の提出を経て行われます（概算払の規定もあります）。

Q30 補助金に採択された場合、いつ頃から事業に着手できますか？

A30 補助事業に着手していただけるのは交付決定後です。交付決定前に発注した経費については補助対象となりませんので、ご注意ください。

【三重県版経営向上計画に関すること】

Q31 三重県版経営向上計画の認定は必ず受けなければならないのですか？

A31 補助金に採択された場合は、令和3年度中に三重県版経営向上計画のステップ2以上の認定を受けていただく必要があります。

三重県版経営向上計画の詳細については、以下のURLのホームページをご覧ください。

http://www.miesc.or.jp/web/cgipg/cms/see_more_sm.pl?d=10&c=228

（または で検索）

Q32 過去に三重県版経営向上計画の認定を受けたことがあります。改めて認定を受けないといけないのですか？

A32 これまでに三重県版経営向上計画の認定を受けている場合でも、補助金の採択を受けた場合は、今回の事業計画での認定を改めて受けていただく必要があります。

Q33 この補助金に申請したら、自動的に三重県版経営向上計画の認定を申請したことになるのですか？

**A33 三重県版経営向上計画の認定申請はこの補助金とは別に行っていただく必要があります。但し、事業計画書の様式は経営向上計画のものと同じものですので、内容についてはそのまま流用していただくことができます。
三重県版経営向上計画については、お近くの商工会・商工会議所で作成支援をしていますのでご相談ください。**

Q34 三重県版経営向上計画の認定を受けたことがある場合、審査で有利になりますか？

A34 そのような取り扱いがある訳ではありません。